

三鷹市公会堂光のホール

新型コロナウイルス感染症対策個別ガイドライン

[令和2年7月1日施行／令和2年11月1日・令和3年1月10日・令和3年10月25日・令和4年3月22日改定]

「新型コロナウイルス感染症対策基本ガイドライン」とともに、本ガイドラインの遵守をお願いいたします。

1 人数の制限

- (1) 大声での歓声、声援等がないことを前提とし得るもの

例：クラシック音楽、ジャズ、吹奏楽、歌謡曲等のコンサート、演劇等、歌舞伎、狂言等の伝統芸能、講談、落語等の芸能・演芸等

719名以内（通常固定席）（定員以内）

649名以内（舞台拡張時）（定員以内）

- (2) 大声での歓声、声援等が想定されるもの

例：ロックコンサート、ポップコンサート、観客に大声でのリアクションや歌うことを求めるイベント等

359名以内（通常固定席）（定員の50%以内）

324名以内（舞台拡張時）（定員の50%以内）

※公演内容等により舞台上の出演者と客席の来場者との身体的距離を確保することが必要な場合は、最前列の客席の使用を制限し、又は出演者の立ち位置を下げるなどの配慮をお願いします。

2 楽屋使用人数の制限

- (1) 第1楽屋 10名以内（定員以内）

- (2) 第2楽屋 10名以内（定員以内）

- (3) 第3楽屋 10名以内（定員以内）

- (4) 第4楽屋 10名以内（定員以内）

3 換気の実施

楽屋は、できるだけ扉を開け、換気を行うようご協力をお願いします。

4 クローク・物販コーナーの対策

クロークや物販コーナー等を設置する場合は、来場者にもスタッフにも、必ず「基本ガイドライン」を遵守するよう周知徹底してください。

5 飲食の許可

施設内での水分補給以外の飲食は原則として禁止していますが、活動中に施設内で食事を取る場合には、楽屋のほか、スペースを限定し、会話を控えることを前提にさんさん館会議室での飲食を認めています。

また、催し物開催時に限り、スペースを限定し、会話を控えることを前提にホールロビーでの飲食も認めています。

6 出演者及びスタッフへの周知徹底

「基本ガイドライン」に定める各対策の遵守については、出演者やスタッフにも、周知徹底をお願いします。ただし、マスクの着用は、舞台上での公演中については、この限りではありません。

※ガイドラインを遵守しない場合は、施設使用をお断りすることがあります。

※ガイドラインは、社会状況に応じ、適宜、内容を変更することがあります。